

保育施設一覧

施設種類	運営	施設名称	施設所在地	入所対象児童
保育所	公立	北保育所	内宿台5-214-3	生後6か月以上～就学前まで
		南保育所	小室3114	生後8か月以上～就学前まで
	私立	カオルキッズランド伊奈園	小針新宿523-1	生後57日以上～就学前まで
		みちのこ保育園	小室9544-1	
		ピノ保育園	小室1027-2	
		伊奈ゆたか保育園	内宿台4-22-2	
		きむら伊奈保育園	小室6965-1	
つくしんぼ保育園	大針619-4			
小規模保育施設	私立	おれんじ保育園	小室9749	生後57日以上～3歳の末日まで
		おれんじ北保育園	内宿台6-30	
		ドレミナーサリー	学園2-146	

平成29年4月から保育施設に入所を希望される方の申込みを次のとおり行います。

日時 11月11日(金)・12日(土)・14日(月)9時～15時

場所 役場3階第1会議室

※当日は、保育士による面接

を行いますので、お子様同伴でお越しください。

申込資格

次の理由でお子さんの保育を必要とする場合

- ・就労(1日4時間かつ週4日以上)の就労)
- ・妊娠、出産

保育施設の新規入所の申込みを受け付けます

子育て支援課保育係 2128



申込方法

事前に入所申込書と必要書類を用意のうえ、当日会場にご持参ください。入所申込書は10月初旬に子育て支援課窓口で配布します。なお、申込書は町ホームページからダウンロードもできます。

※平成28年度の入所申込みをした方で、現在入所が待機となっている方についても、平成29年度入所に新たに申込みが必要となります。

在籍児童の継続入所

現在、保育所または小規模保育施設に入所されている方については、10月中旬に、在籍施設を通じて、29年度の保育施設利用の意向確認書類(継続、転園希望)をお渡します。

臨時福祉給付金等の申請を受け付けています

福祉課給付金担当 2495

臨時福祉給付金等の申請書を、9月下旬に対象となる方がいると思われる世帯へ送付しました。対象となる方は、それぞれ下記のすべてに該当する方です。

申請期間 平成29年1月31日(火)まで

臨時福祉給付金	障害・遺族年金受給者向け給付金
対象者一人につき 3,000円	対象者一人につき 30,000円
<ul style="list-style-type: none"> ①平成28年1月1日現在、伊奈町に住民票がある ②平成28年度住民税(町県民税)が非課税である ③平成28年度住民税課税者に扶養されていない ④生活保護を受給していない 	<ul style="list-style-type: none"> ①障害基礎・遺族基礎年金を受給している(遺族基礎年金は18歳未満の子を有する場合のみ対象) ②左記の臨時福祉給付金の対象である ③春に実施した高齢者向け給付金を受給していない

これらの給付金について、条件に該当するにもかかわらず申請書が届いていない場合は、申請書を送付しますので、ご連絡をお願いします。

介護保険が
より充実!!

平成29年4月から

☎ 福祉課 内2161

「予防・日常生活支援総合事業」がスタート

高齢化が進むにつれて、一人暮らしや高齢者のみの世帯、認知症の高齢者の増加が予想されます。住み慣れた地域で生活をするためには、介護保険や行政サービスに加え、ボランティアによる支援や地域の助け合いなど、地域全体で高齢者を支えていくことが必要です。また、高齢者自身も介護が必要な状態にならないよう、社会参加での役割や生きがいを持つなど、介護予防に努めることが大切です。

これらを実現していくため、高齢者の日常生活支援と介護予防を充実し、総合事業として一体的に進めていきます。

第1弾として、新しい総合事業と地域の支え合いについて考える会を11月に開催します。詳しくは広報いな11月号でお知らせしますので、みなさんご参加ください。

総合事業の概要

総合事業の対象者 要支援1・2の認定を受けている方や介護予防基本チェックリストにより生活機能の低下が見られた65歳以上の方

総合事業のサービス

訪問介護と通所介護

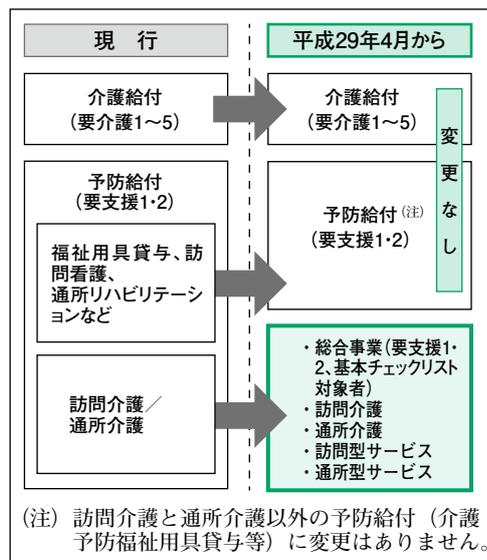
従来からのサービスについて総合事業として実施します。

訪問型サービス

ヘルパーなどが訪問して調理や掃除などを利用者とともにやり、利用者自身が日常生活を送るうえでできることを増やせるように支援します。従来の訪問型サービスのほか、新たに利用料などを町が独自に指定したサービスを追加する予定です。

通所型サービス

デイサービス事業所で、生活機能の維持向上のため筋力トレーニングなどのサービスが受けられます。従来の通所型サービスのほか、利用料などを町が独自に指定したサービスを追加する予定です。



「お年寄り世帯見守りたい事業」が始まります

☎ 福祉課総合福祉係 内2126

地域の人たちが、お互いに助け合い支え合うことを基本に、お年寄り世帯を地域のみなさんで見守り、お年寄りが安心して暮らせるまちづくりを目指します。

この事業は12月から開始しますので、みなさんのご協力をお願いします。

お年寄り世帯とは

町内に在住するおおむね65歳以上の高齢者および当該高齢者の属する世帯。

見守りたい員とは

町内に住所を有し、在住する中学生以上で、お年寄り世帯の見守りに協力できる方。

※町への登録が必要です。

登録方法

登録届に必要事項を記入し、区を通じて町に登録します。※登録されたい員には「たい員証」を付与します。

見守りの方法

お年寄りが自宅や自宅周辺にいるときに、声かけ(あいさつ)を行います。また、自宅の様子を外から確認し、普段と異変を感じた際など、必要に応じて自宅訪問などを行います。



「すべての住民がつながり、支え合う、安心して暮らせる伊奈町」を目指して

☎ 福祉課総合福祉係 内2126

町では、平成27年3月に策定した「伊奈町地域福祉計画」にて、伊奈町の課題を洗い出し、現在その中で特に重要だと考える課題の解決に取り組んでいます。

今年度は、「身近な地域の居場所づくり」について、計画作成にご協力いただいた方々を中心に活動しています。

地域交流の場「ふる里」

5月30日から、栄北区にて、子どもからお年寄りまで、誰でも気軽に集える交流の居場所「ふる里」を地域住民有志で開設し、毎週月曜日から金曜日の10時から16時まで、地域のボランティアが中心となり運営しています。

さまざまなイベントなどを計画していますので、興味を持たれた方はぜひお立ち寄りください。

身近な地域の居場所を探しています

町では、地域住民と一体となり、他地区における地域の居場所の開設に向け検討しています。

町内で、居場所づくりに適した空き家やスペースの提供にご協力いただける方は、福祉課までご連絡をお願いします。